

社会保障審議会医療保険部会（出産育児一時金問題）の  
審議進行に関する上申書（3）

平成 22 年 10 月 13 日

社会保障審議会医療保険部会 御中

井上 清成（弁護士）

## 1. 併存案の可能性

〈併存案〉	事後申請型	事前申請型
償還払い （直接支給タイプ）	A 事後申請型 （直接支給タイプ）	D 事前申請型 （直接支給タイプ）
振込指定 （受取代理タイプ）	A 事後申請型 （受取代理タイプ）	D 事前申請型 （受取代理タイプ）
代理受領 （直接支払制度）	C 直接支払制度（修正案 1） 事後申請型	C 直接支払制度（修正案 2） 事前申請型

## 2. 直接支払制度の保険者における法的問題点

- (1) 支払機関（国保連）における専用請求書に基づく支払審査が、システムの一環に組み込まれ、ここで日数を要してしまう（所要標準日数 15 日～25 日間）ため、出産育児一時金の支払遅延に加担させられていること〔専用請求書による支払審査には法令上の根拠がなく、事実上の強制にわたるならば違法状態〕
- (2) 保険者の支給審査・支給準備・支給決定・支給実行には約 1 ヶ月の処理期間を要するのが標準であるにもかかわらず、その日数が不当に圧縮（所要標準日数 10 日～15 日間）されてしまっていること〔保険者に標準処理期間が確保されないならば、違法状態〕

## 3. 直接支払制度の修正の可能性

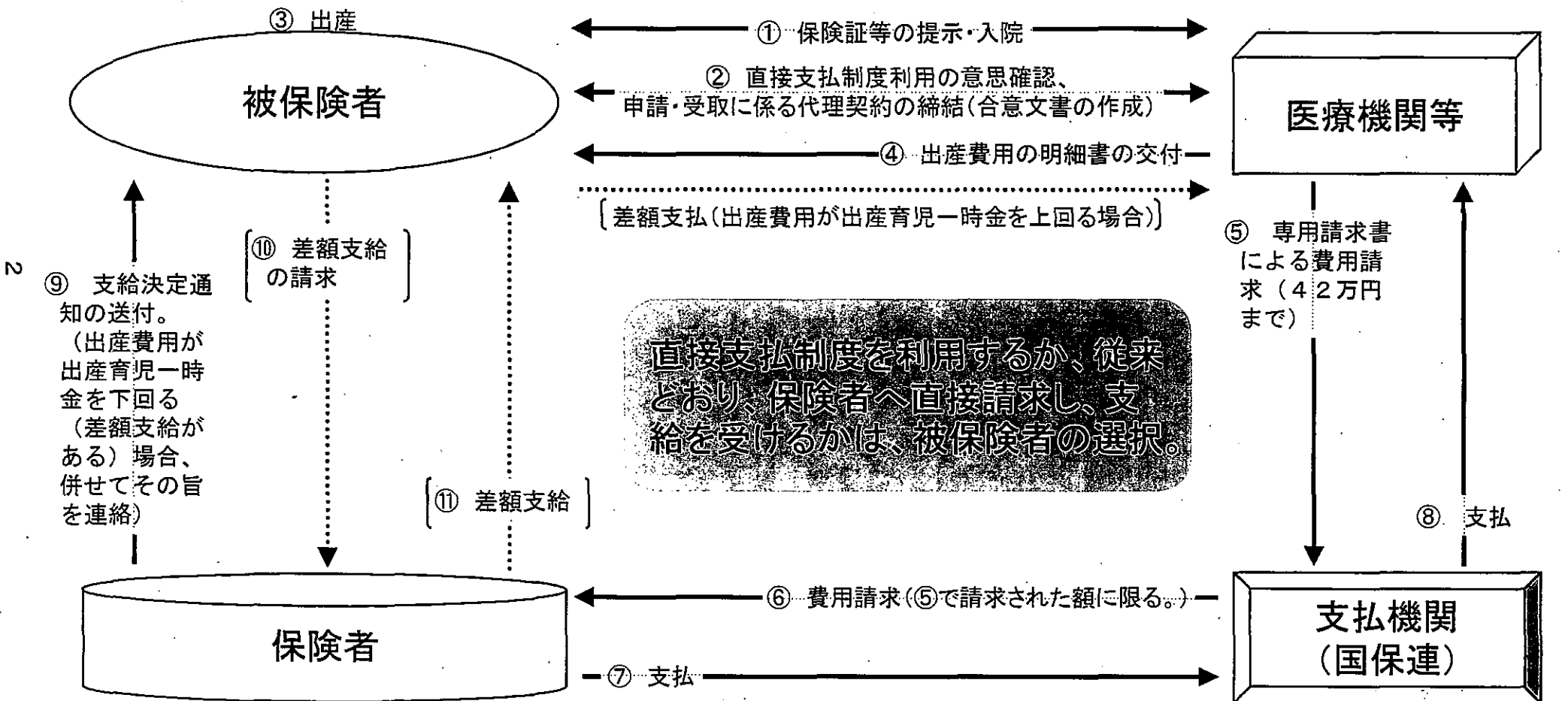
- (1) 被保険者と分娩機関のことを考えるならば、事前申請化を認め、支払早期化を実現すべき。
- (2) 支払早期化のために保険者の支給審査等が犠牲になってはならないので、事前申請化と共に、専用請求書による支払審査を廃止すべき。
- (3) 専用請求書による支払審査から、専用明細書（請求書の意味は持たない。請求書は別途に。）による情報提供と情報収集へと変えるべき。
- (4) 専用明細書による情報提供は、直接支払制度を利用する場合でも完全に任意とすべき。
- (5) 出産費用と出産育児一時金との間の差額支払・差額支給は、分娩機関と被保険者の間で行えば足りる。

# C. 直接支払制度

(所要標準日数)⑤~⑥15日~25日間

⑥~⑦10日~15日間

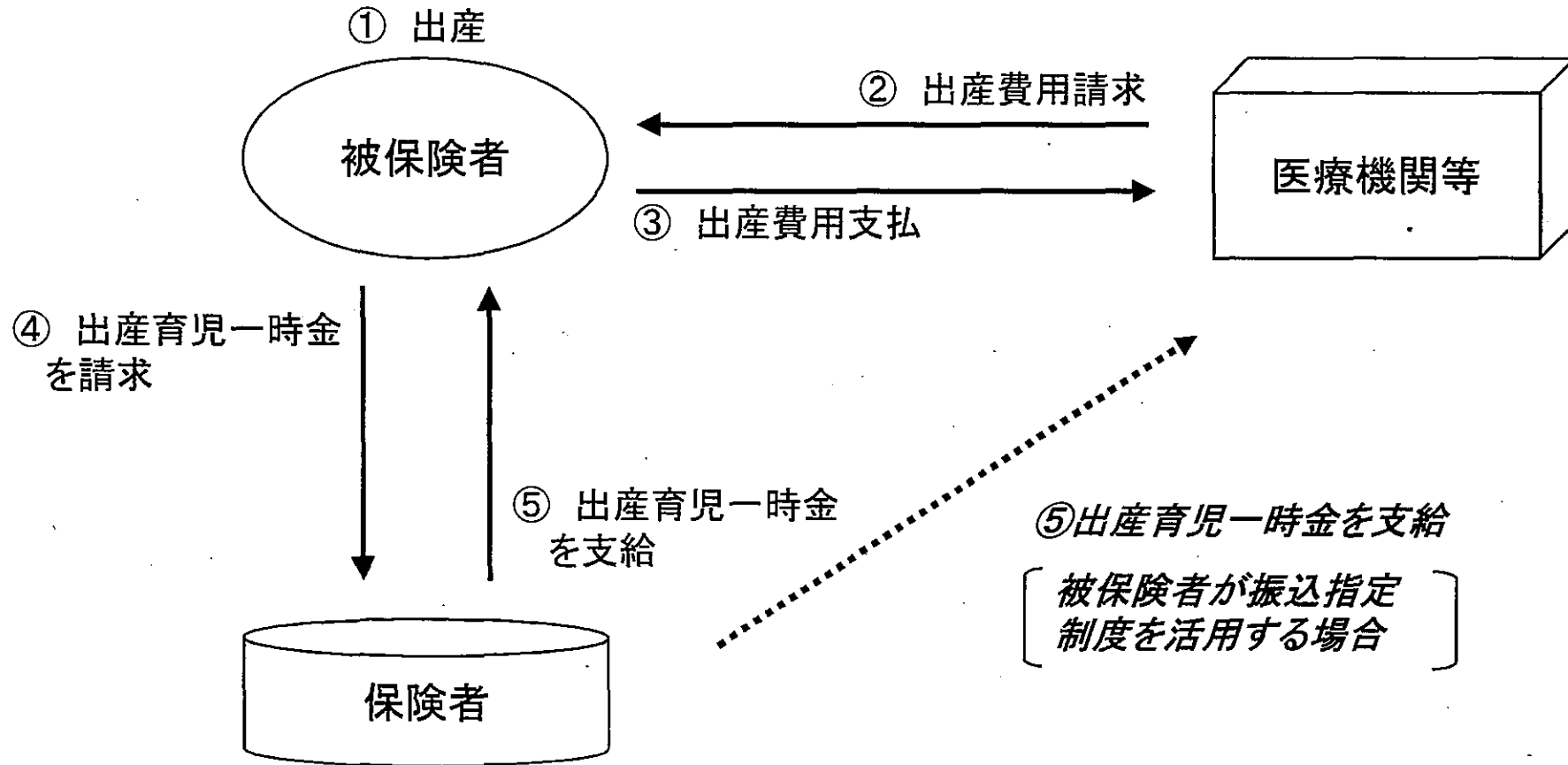
⑦~⑧ 1日~ 5日間



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

# A. 保険者から妊婦等へ直接支給する方法

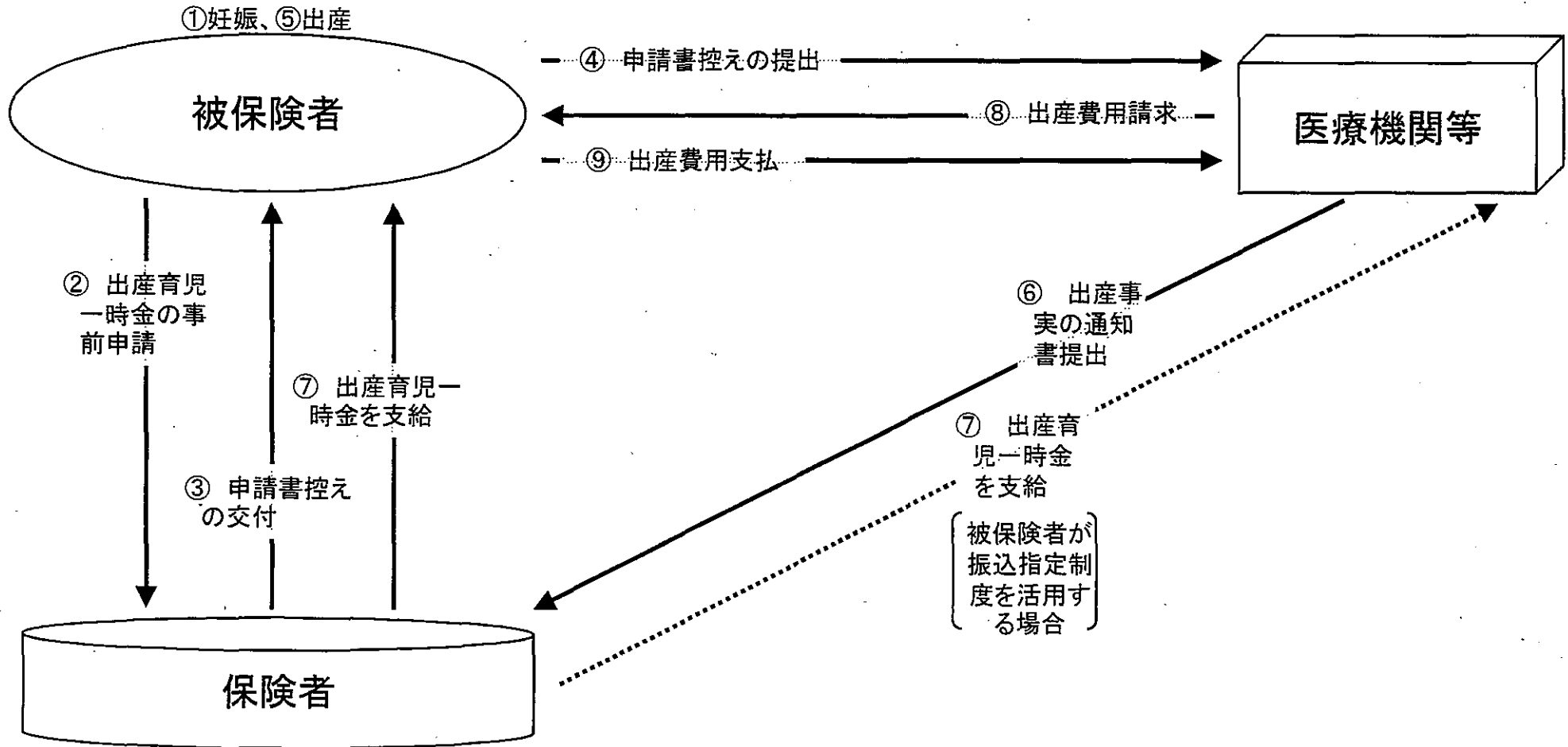
## 事後申請型(直接支給タイプと受取代理タイプ)



# D. 学会・医会共同要望を踏まえた井上専門委員提案

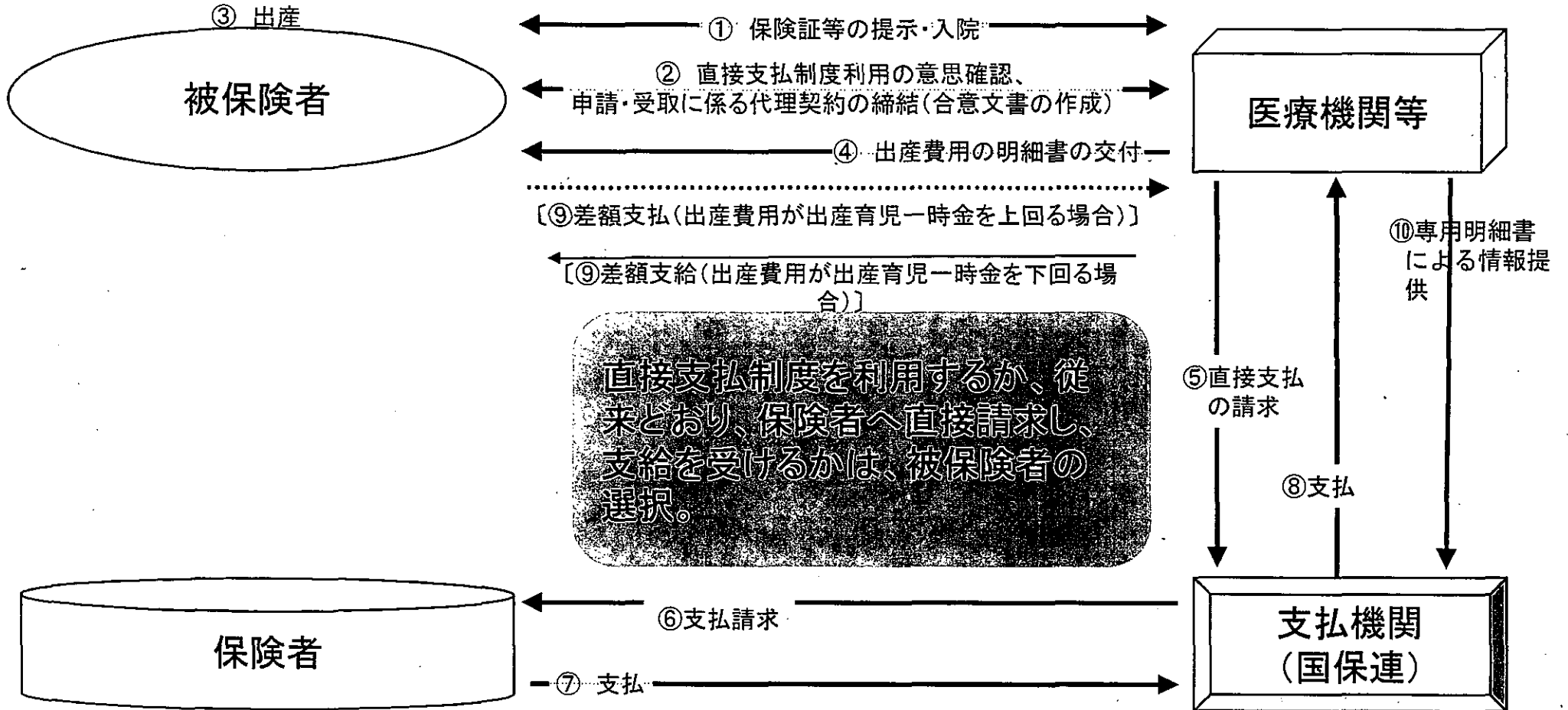
[支払機関(国保連)を介在させない場合]

事前申請型(直接支給タイプと受取代理タイプ)



# C. 直接支払制度(修正案1)

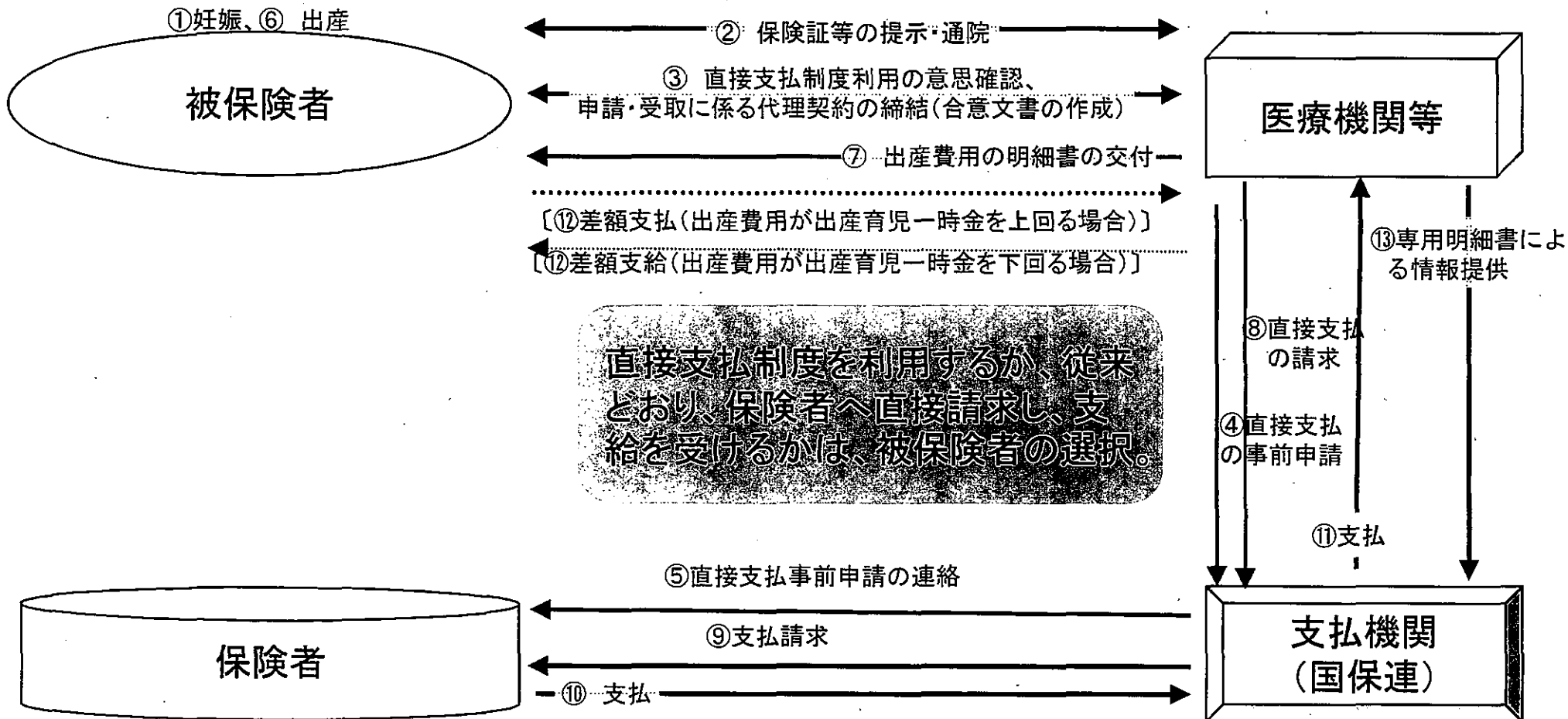
## 事後申請型



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

# C. 直接支払制度(修正案2)

## 事前申請型



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求